

人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会
(第3回) 概 要

1 開催日時等

- 開催日時：令和元年8月9日（金）14:00～16:00
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 共用第3会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西（砂）委員、
小西（雄）委員、小林委員、小室委員、吉岡委員、児玉委員代理
沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、
大塚公営企業経営室長、五月女課長補佐 ほか

2 議題

- (1) 料金のあり方について
- (2) 公営企業の経営規律の確立について (2)

3 配布資料

- (資料1-1) <論点②>料金のあり方（検討項目）
- (資料1-2) <論点②>料金のあり方（説明資料）
- (資料2) <論点③>会計・経営の単位
- (資料3) <論点①>公営企業の経営規律の確立
- (資料4) 上下水道料金の改定にあたっての検討論点（小室委員提出資料）
- (資料5) 「矢巾町水道事業経営戦略」の特徴と考え方（吉岡委員提出資料）

4 概要

- (1) 事務局より資料1-1～資料2について説明
- (2) 小室委員から資料4について説明
- (3) 事務局より資料3について説明
- (4) 吉岡委員から資料5について説明
- (5) 出席者からの主な意見

<料金のあり方について>

- 料金設定のあり方は、公営企業会計と一般会計の経費負担の原則と密接に関係しており、この原則を踏まえた議論が必要。
- 全体の原価から、公費が投入され控除されている部分と、使用料や水道料金対象経費のうち利用者としての住民が負担している部分を明確に示すことが望ましい。
- 採算性の高い上水道事業に限らず、採算性の低い簡易水道事業や下水道事業でも採算性は問われる。事業報酬は取るべきとしても、採算性が低い事業についての取扱いは留意が必要。
- 例えば、人口5,000人未満である小規模自治体で簡易水道事業を経営している場合、法適用への対応は大きな負担になるので、そのような自治体が適切に対応出来るよう、具体的な取り組み方を示すことが必要。
- 事業報酬を定率とすると、世代間の負担は逆転する。むしろ引当金のように、一定額を継続的に回収しておき、その内訳は減価償却費や積立金分の利益、資産維持費の分もあるとする定額方式の方が、世代間の公平という観点からは望ましいのではないか。
- 財政状況も考慮したマクロマネジメントを含んだアセットマネジメントの計画も用意されている場合、投資額は平準化されているため、その投資額に合わせて資金回収をすることで、先述の定額方式あるいは引当金のような形を取ることが可能ではないか。
- 事業報酬について、原則は定率としつつ、資金収集ベースとなっている構成が出来れば良いのではないか。定率であることには、現在においても社会的に資金回収がどれほど許容されるのか具体的に検討する際に指標となること、あるいは公営企業に効率性を促すことという役割がある。
- 保有資産に左右されない説明をするためには、定率よりも、アセットマネジメント・ストックマネジメントを前提としたほうが良いのではないか。
- 料金算定に当たり、みなし償却を選択していた自治体は、長期前受金を控除しても変わらないのではないか。逆に、みなし償却を選択していなかった自治体は影響があるのではないか。
- 各団体が料金改定できるタイミングは、赤字経営に陥っている時や、施設の更新時、また広域化等により公営企業の範囲が変わる時などであり、黒字にも関わらず料金を上げることは、現実的には難しい面がある。
- 長期シミュレーションで料金改定率や料金体系を検討していくことは非常に重要。例えば、施設更新の際、長期シミュレーションにより、今から料金は引き上げていかなければならないこと、それは適正に算出した結果であることを示すことが出来る。ミクロ的には、それぞれの

団体ごとの長期シミュレーションや状況の変化を料金改定に反映させることが望ましい。

- 地方債の発行においては、例えば普通会計において標準税率未満になっている場合は許可が必要となるように、公営企業においても、資産維持費、資産維持率の設定等が他団体と大きく乖離をしている場合には議会から説明を求めるような制度を組み込めば、適切な料金を設定しやすくなるのではないか。

<公営企業の経営規律の確立について>

- 事業報酬をどれくらい確保して、どう持続可能性を図っていくかについては、経営戦略や経営ミッションのようなものの中で、各団体において判断していくもの。事業報酬のあり方に関するルールについてもこうした状況を踏まえることが考えられる。
- 資金留保について、自治体により事情は異なるが、一般的な民間事業と同様、事業を運営していくために必要な短期の留保資金と、再投資のために留保しておくべき資金の関係について、考え方を整理して検討すべき。短期の資金もない自治体における資金留保の仕方は、事業報酬のような考え方があると思うが、公営企業は、みなし償却制度が廃止されているので、再投資という観点での資金留保は、減価償却費で行うのが原則ではないか。
- 今後、施設等はダウンサイジングしていくことを鑑みれば、高度化による機能向上の恩恵は、起債により、その機能を使う住民の負担とすることが公平ではないかと考える。
- 料金について、人口減少に伴い、基本料金は減少していくので固定費をきちんと回収できるような料金制度に変えていかなければならないのではないか。
- 何らかの経営指標を基準とし、一定の基準を満たさない場合は料金改定を促すような仕組みを構築出来れば、料金改定の後押しになると考えられる。